

令和 5 年 度

第 12 回

多良木町農業委員会総会議事録

令和6年2月 13 日

多良木町農業委員会

令和5年度 第12回 多良木町農業委員会総会議事録

1 日時 令和6年2月13日(月) 午前9時

2 場所 2階 庁議室

3 出席委員

1番	田 中 英 一	2番	田 嶋 英 功			4番	川 邊 優 二
5番	北 崎 義 郎	6番	川 越 恭 子	7番	源 島 伸 次	8番	井 上 成 二
9番	福 屋 豊	10番	中 村 一 浩	11番	武 藤 和 弘	12番	西 野 幹 秀
13番	尾 方 隆 博	14番	中 神 久 一 郎	15番	岩 野 満	16番	塩 塚 一 博
17番	松 岡 忠 治	18番	猪 口 秀 利	19番	舟 守 隆	20番	星 原 幸 広

4 欠席委員

3番	本 田 茂						
----	-------	--	--	--	--	--	--

5 事務局出席

局長	魚 住 雅 彦	係長	赤 川 和 幸	主事	一 川 貴 史		
----	---------	----	---------	----	---------	--	--

6 議事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

日程第3 議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

日程第4 議案第35号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見について

日程第5 議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

日程第6 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について

日程第7 次回総会に伴う事前調査委員の指名

○事務局長 定刻前ですが、本日出席の委員の皆様がおそろいですので、始めさせていただきます。

皆様ご起立をお願いいたします。おはようございます。

○各委員 おはようございます。

○事務局長 ご着席ください。議事に入るまで本総会を事務局にて進めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。本日は、1 名の方から欠席届が出ておりますが、会議規則第 6 条の規定により、委員の過半数が出席しておられますので、会議は成立しております。それでは、ただいまより、令和 5 年度第 12 回多良木町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長 はい。皆さんおはようございます。

○各委員 おはようございます。

○会長 （会長挨拶）

○事務局長 ありがとうございました。それでは、会議規則第 4 条の規定により、会長は総会の議長となり、議事を整理するとなっておりますので、この後の議事進行につきましては、田中会長をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。はい

○議長 はい。それでは着座の上で進めさせていただきます。日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員に、5 番の北崎委員、6 番の川越委員の指名をいたします。よろしく申し上げます。続いて、日程第 2、議案第 33 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について、を議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 事務局長。

○議長 はい、事務局長。

○事務局長 それでは、日程第 2、議案第 33 号の説明をさせていただきます。配付しております議事日程表 1 ページをお願いいたします。お開き頂きましたでしょうか。日程第 2、議案第 33 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について、下記のとおり、農地の権利移転について許可申請がありましたので、許可、不許可についての意見を決定するも

のでございます。今回は5件の許可申請がっております。番号1、当事者住所氏名、譲渡人、〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇。申請物件、大字〇〇〇〇〇〇〇〇地番、〇〇〇〇〇、地目は登記現況ともに〇、面積〇〇〇〇平米です。権利の内容、申請理由、経営面積、稼働人員は記載のとおりとなっております。現地につきましては3ページをご覧ください。3ページの地図では、中央黒枠で囲んだ箇所となります。位置を説明させていただきます。多良木小学校から北東に約〇キロメートル、仁原川の西側にある農地です。今回、譲受人となる〇〇〇さんのご自宅から約1キロ南側にある農地となっております。お2人は、旧知地の中ということで、今回申請があった農地を譲られるということです。当初は無償での譲渡を考えておりましたが、今回、こちらの譲渡につきましては田中会長に間に入ってください、10アール当たり〇〇〇円で譲渡される予定でございます。1ページにお戻り頂き番号2の説明をいたします。番号2、当事者住所氏名、譲渡人、〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇。申請物件、大字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地番〇〇〇〇〇番地〇、ほか〇筆の計〇筆、地目は登記現況とも〇。面積計の〇〇〇〇〇平米です。権利の内容、申請理由、経営面積、稼働人員は、記載のとおりとなっております。現地につきましては、4ページをご覧ください。4ページの地図では、中央黒枠で囲んだ箇所となっております。位置を説明させていただきます。久米公民館から北西に約〇キロメートル、町道青木線の南側の農地です。譲受人は譲渡人の奥様の子で親子関係ということになります。現地につきましては、〇〇〇〇番〇、〇を利便性のため、現在1枚にされているような状況となっております。こちらにつきましては、令和〇年度から贈与税がかからない、基礎控除額110万円未満の範囲内で暦年贈与されており、今回も同様に贈与されるということで〇円となっております。2ページにお戻り頂き、番号3の説明をさせていただきます。番号3、当事者住所氏名、譲渡人、大字〇〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇。譲受人、大字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇〇。申請物件、大字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地番〇〇〇〇〇番、地目は登記現況ともに〇、面積計の〇〇〇〇〇平米です。権利の内容、申請理由、経営面積、稼働人員は記載のとおりとなっております。現地につきましては5ページをご覧ください。5ページの地図では、中央黒枠で囲んだ箇所となります。位置を説明させていた

だきます。久米公民館から北西に約〇〇〇メートル、町道掘川天神宇土線の東側の農地です。今回、譲渡人と譲受人は親子の関係にあります。譲渡人が町内の施設に入居されているため、同一世帯ではございませんが、お母様から息子さんに農地を贈与されるということになります。今回は贈与となりますので、売買価格につきましては〇円となっております。2 ページにお戻りください。番号 4 の説明をさせていただきます。番号 4、当事者住所氏名、譲渡人、大字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。譲受人、大字〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。申請物件、大字〇〇〇〇〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番、地目は登記現況とも〇、面積〇〇〇〇平米です。権利の内容、申請理由、経営面積、稼働人員は記載のとおりとなっております。現地につきましては 6 ページをお願いいたします。6 ページの地図では中央黒枠で囲んだ箇所となります。一応説明させていただきます。久米公民館から西に約〇〇〇メートル、町道青木堂山線の北側の農地です。譲渡し人と譲受人は、農地の集約を図るため、令和 3 年 12 月末まで、今回申請のあった農地をお互いに、貸借しておられました。その農用地を今回無償で交換されるということとなっております。2 ページにお戻りください。番号 5 の説明をさせていただきます。番号 5、当事者住所氏名、譲渡人、大字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。譲受人、大字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。申請物件、大字〇〇〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番、地目は登記現況とも〇、面積〇〇〇〇平米です。権利の内容、申請理由、経営面積、稼働人員は記載のとおりとなっております。現地につきましては 7 ページをご覧ください。7 ページの地図では、中央黒枠で囲んだ箇所となります。位置を説明させていただきます。久米公民館から北西に約〇〇〇メートル、町道高柳伏間田線の北側の農地です。今回、番号 4 で説明した内容と同じとなりますが、譲渡人と譲受人は、農地の集約を図るため、令和 3 年 12 月末まで、今回申請のあった農地をお互いに貸借しておられました。その農用地を今回無償で交換されるということとなっております。以上で説明を終わります。

○議長 はい。続いて事前調査報告をお願いいたします。

○8 番委員 それでは、報告をさせていただきます。議案第 33 号の農地法第 3 条の許可申請に対する事前調査報告をいたします。今回 5 件の申請がありましたが、9 日、金曜日に 11 番、武

藤委員、12 番、西野委員、8 番。私、井上で調査いたしました。議案第 33 号の調査報告につきましては、番号、1、2 を私、井上が報告し、番号 3、4、5 につきましては武藤委員から、報告いたします。番号 1 の申請につきましては、先ほど説明がされた箇所になりますが、農振農用地区域内農地となります。許可の判断につきましては、農地法第 3 条第 2 項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。なお、対価につきましては、不整形地であるため、お互いに協議され、〇〇〇〇〇〇円で、10 アール当たり、〇〇万円となっております。続きまして、番号 2 を報告いたします。番号 2 の申請につきましては、先ほど説明された、箇所になりますが、農振農用地、区域内農用地となります。許可の判断につきましては、農地法第 3 条第 2 項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。なお、対価につきましては、家族間の贈与となっておりますので、〇円となっております。以上報告とさせていただきます。

○11 番委員 11 番、武藤です。番号 3 の調査報告をいたします。番号 3 の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域内の農地となります。許可の判断につきましては、農地法第 3 条第 2 項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。なお対価につきましては、贈与ということで、〇円です。続きまして、番号 4 を報告いたします。番号 4 の申請につきましては、先ほど、説明された箇所になります。農振農用地区域内の農地となります。許可の判断につきましては、農地法第 3 条第 2 項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるという協議結果でございました。なお今回は対価ゼロ円による農地の交換となっております。続きまして、番号 5 を報告いたします。番号 5 の申請につきましては、先ほど説明された箇所になります。農振農用地区域内農地となります。許可の判断につきましては、農地法第 3 条第 2 項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。なお、今回は対価〇円による農地の交換となっております。以上で議案第 33 号の事前調査報告を終わ

ります。

○議長 はい。ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について、皆さん
方何かご意見はございませんか。

○各委員 ありません。

○議長 ないようでしたら、お諮りをいたします。本件についてご異議はございませんか。

○各委員 異議なし。

○議長 はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第 3、
議案第 34 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について、を議題
といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 はい、事務局長。

○議長 はい、事務局長。

○事務局長 それでは、日程第 3、議案第 34 号の説明をさせていただきます。配付しております
議事日程表、8 ページをお願いいたします。お開き頂けましたでしょうか。日程第 3、議案第
34 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、下記のとおり
農地を農地以外のものにするための許可申請があったので、許可、不許可についての副申意見
を決定するものでございます。今回は 1 件の許可申請がっております。番号 1、申請者住所
氏名、譲渡人、大字〇〇〇〇〇〇番、〇〇〇〇〇。譲受人。大字〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇
〇。申請物件、大字〇〇〇〇〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇〇、地目は登記現況ともに〇、面積
〇〇〇平米です。権利の内容、転用の理由。施設の概要につきましては記載のとおりです。現
地につきましては、9 ページをご覧ください。9 ページの地図では、黒枠で囲んだ箇所となり
ます。位置を説明させていただきます。多良木警察署から南東に約〇〇〇メートル、町道青井
手中原田線の北側にある農地です。転用者は現在借家に〇名でお住まいになられております。
家を新築するため、町内で宅地を探しておられましたが、分譲地や希望に沿える土地が見つか
らず困っていたところ、今回譲渡人の方と出会い、申請の土地を相談されたところ、快く相談
に乗っていただき、今回の申請に至ったということです。なお、今回の申請につきましては、

代替地の検討や転用行為を行う必要な資力が確保されていること。遅滞なく申請町申請に係る用途に供する見込みがあること。周辺農地に係る営農状況への影響が生じないことなどが見込まれていることを確認しております。以上で説明を終わります。

○議長 はい。続いて、事前調査の報告をお願いいたします。

○12番委員 報告いたします。議案第34号農地法第5条の許可申請に対する事前調査報告をいたします。今回は1件の申請がありましたが、先週9日金曜日に、8番、井上委員、11番、武藤委員、12番、私で調査をいたしました。番号1につきまして、先ほど説明された箇所になりますが、申請された農地の区分は、農振農用地区域外農地で農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団で生産力の低い第2種農地となります。代替性の検討も、適切になされており、立地基準を満たしていると考えます。また、一般基準においても、農地法第5条第2項及び施行規則第57条の不許可の要件に該当しないと思われますので、一般基準を満たしていると考えます。したがって、本件は、立地基準及び一般基準の両面から転用許可基準を満たしていると思われます。なお、販売予定額は〇〇〇万円です。以上で報告を終わります。

○議長 はい。ただいま事務局の説明と調査委員の事前調査報告がございましたが本件について何かご意見はございませんか。

○各委員 ありません。

○議長 ないようでしたらお諮りをいたします。本件について、ご異議はございませんか。

○各委員 異議なし。

○議長 はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第4、議案第35号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見について、を議題といたします。なお、本件については、議事参与の案件がございますので、北崎委員、岩野委員、それから私が退席をいたします。その間の議事進行には職務代理者の田嶋委員をお願いいたします。

○2番委員 会長が、議事参与ということで退席をされましたので代理で議長を務めさせていただきます。それでは着座にて進行させていただきます。では日程第4、議案第35号、農業経営基

盤強化促進法に基づく多良木町農用地利用集積計画に対する意見について、退席された方の議案について説明をお願いします。

○係長 はい、事務局。

○2番委員 はい、事務局。

○係長 それでは、10 ページ目でございます。日程第 4、議案第 35 号、農業経営基盤強化促進法に基づく多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、

○係長 令和 6 年第 2 回農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、令和 4 年法律第 56 号附則第 5 条第 1 項の規定による別紙計画書について、多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは、先ほど退席されました議事参与者分についてのご説明をいたします。別冊の修正計画書をご覧ください。まず、3 ページ目をお開きください。番号 3 でございます。こちら賃借件の新設定でございます。利用権を設定する農用地の所在、大字○○○○○○、地番○○○○○、地目、○、面積○○○○平米。他○筆の計○筆で、計の○○○○平米となっております。利用権を設定する者、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○。利用権の設定を受ける者、○○○○○、○○○。利用権の存続期間、令和 6 年 2 月 14 日から令和 16 年 2 月 13 日、賃借料 10 アール当たり○万円、新設定の 10 年となっております。続きまして、8 ページ目をお開きください。こちら賃借権の再設定となっております。まず、番号 12 でございます。利用権を設定する農用地の所在、大字○○○○○○、地番○○○、地目○、面積○○○○平米、他○筆の計○筆で、合計○○○平米となっております。利用権を設定する者、○○○○○、○○○○○。利用権の設定を受ける者、○○○○○、○○○○○。利用権の存続期間、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日、賃借料 10 アール当たり、玄米○○キロ、再設定の 5 年となっております。続きまして、番号 13、利用権を設定する農用地の所在、○○○○○○○、地番○○○○○、地目○、面積○○○平米、利用権を設定する者、○○○○○、○○○○○。利用権の設定を受ける者、○○○○○、○○○○○。利用権の存続期間、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日、賃借料 10 アール当たり玄米○○キロ。再設定の 5 年です。続いて、番号 15 です。利用権を設定する農用

[illegible]

○2番委員 ただいま事務局より説明がありましたけど、この件につきまして、ご意見等ございましたか。

○各委員　ありません。

○議長　ないようでしたら、お諮りをいたします。この件につきましてご異議ありませんか。

○各委員 異議なし。

○2番委員 はい、異議なしと認め本件は原案どおり決定をいたします。退席された方の議案が終わりましたので、議長を退席させていただきます。

○議長 はい。田嶋委員には大変お世話になりました。残りの案件について、事務局より説明をお

願いたします。

○係長 はい、事務局。

○議長 はい、事務局。

○係長 はい。それでは、別冊の計画書の総括表にてご説明をいたします。すいません先ほどは、開会前に集積計画書の差し替えをいたしましたけれども、こちら、皆様方のほうにこちらの書類をお配りした後、1件の方ですけども、こちらの農地の貸借のほうを取下げたいということでお話がございまして、今回、その分を削除しましたので、改めて、差し替えをさせていただきましたものでございます。それでは、総括表にてご説明をいたします。まず、利用権設定の賃借権でございます。新設定が3件で田が、2万697平米。計の2万697平米です。2年が1件、5年が1件、10年が1件となっております。続きまして、再設定です。20件で、田が7万5632平米。畑が1262平米。計の7万6894平米です。1年が2件、2年が1件、3年5件、5年が10件、10年が2件となっております。賃借権の合計が23件で、田が9万6329平米。畑が1262平米。合計の9万7591平米となっております。続きまして、利用権設定の使用貸借権でございます。新設定が2件で、田が7133平米。計の7133平米。使用貸借権の合計が2件で、田が7133平米。合計の7133平米となっております。続きまして、右上の公社借入れです。5年が1件で、田が3199平米。計の3199平米となっております。公社貸付けです。5年が1件、田が3199平米、計の3199平米となっております。続きまして、右下1番下段ですけども、所有権移転です。公社売渡しが1件、田が7006平米となっております。計の7006平米です。こちらの公社売渡分についてご説明をいたします。最終ページの14ページ目をお開きください。番号1でございます。所有権移転する農地の所在、大字○○○○○、地番○○○○、地目○、面積○○○○平米、ほか○筆の計○筆で計の○○○○平米です。所有権を移転する者、熊本市中央区水前寺6-18-1、公益財団法人熊本県農業公社。所有権の移転を受ける者、○○○○○○○○○、○○○○。対価は○○○○○○○○円、10アール当たり○○○○○○○○円でございます。対価の支払い方法、対価の支払い期限、所有権移の移転時期は記載のとおりでございます。こちらの売り手の橋本正照さんはあさぎり町の方でございます。以上の計画要請の内

容につきましては、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律、令和 4 年法律第 56 号、附則第 5 条第 1 項に定める、農用地利用集積計画の農地の効率的利用、充実日数など、各要件を満たしてると考えております。以上で説明を終わります。

○議長 はい。ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご意見はございますか。

○各委員 ありません。

○議長 ないようでしたらお諮りをいたします。本件について、ご異議はありませんか。

○各委員 異議なし。

○議長 はい、異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第 5、議案第 36 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、を議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○係長 はい、事務局。

○議長 はい、事務局。

○係長 はい、それでは議事日程表の 11 ページ目をお開きください。日程第 5、議案第 36 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく多良木町農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について、でございます。令和 6 年第 2 回多良木町農地利用集積等促進計画案を定めることについて、農地中間管理事業の推進に関する法律、平成 25 年法律第 10 号、第 19 条の規定による、別紙計画書について、令和 6 年 1 月 30 日付で、多良木町長より、農用地利用集積等促進計画（案）の決定を求められております。それでは、別冊の集積計画書の総括表にてご説明をいたします。左下でございます。公社貸付けの賃借権でございます。再設定が 1 件、田が 1979 平米。6 年の 1 件でございます。合計の 1979 平米となっております。次の 2 ページ目をお開きください。公社貸付けということでございます。番号 1 です。利用権を設定する農地の所在、大字〇〇〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目〇、面積〇〇平米。外〇筆の計〇筆で合計の〇〇〇〇平米となっております。利用権設定するもの、熊本市中央区水前寺 6-18-1、熊本県

農業公社。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。利用権の存続期間、令和 6 年 3 月 1 日から令和 12 年 1 月 30 日、賃借権が、〇〇が 10 アール当たり〇万円、〇〇が 10 アール当たり〇〇〇〇円でございます。こちら再設定の 6 年でございます。こちら元の所有者のほうは〇〇〇〇〇さんでございます。前の耕作者が〇〇〇〇〇さんとなっております。以上の計画要請の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律、平成 25 年法律第 10 号、第 18 条第 5 項に定める農用地利用集積等促進計画の農地の効率的利用、従事日数など各要件を満たしてると考えております。以上で説明を終わります。

○議長 はい。ただいま本件について事務局より説明がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。

○各委員 ありません。

○議長 ないようでしたらお諮りをいたします。本件について、ご異議はございませんか。

○各委員 異議なし。

○議長 はい、異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして日程第 6、報告第 11 号農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告について、を議題いたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○係長 はい、事務局。

○議長 はい、事務局。

○係長 はい、それでは議事日程表の 12 ページ目をお開きください。日程第 6、報告第 11 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告について、令和 5 年 12 月 26 日から令和 6 年 1 月 25 日までとなっております。こちらにつきましては、今後の農地の貸借状況についてご説明いたします。まず番号 1 でございます。こちら、次期耕作者は未定となっております。続きまして、番号 2 です。こちらにつきましては次期耕作者が自作となっております。続いて、次の 13 ページ目をお開きください。番号 3 です。次期耕作者未定となっております。番号 4 につきましても、次期耕作者未定となっております。続きまして、次の 14 ページです。番号 5、こちらにつきましても、耕作者未定となっております。続きまして、番号 6、こちら

につきましても、次期耕作者未定となっております。続きまして、15 ページ目をお開きください。番号 7 です。こちらにつきまして、地域耕作者未定となっております。続きまして、番号 8 です。次期耕作者が〇〇〇〇となっております。続きまして、番号 9 です。次期耕作者〇〇〇〇〇〇となっております。続きまして、番号 10 です。こちら、次期耕作者未定となっております。以上報告を終わります。

○議長 はい。ただいま事務局より説明がございましたが、本件について皆さん方何かご質問ございませんか。

○2 番委員 はい、2 番。

○議長 はい、2 番田嶋委員。

○2 番委員 2 番田嶋です。番号の 1 番、それから、3 番、4 番。5 番、6 番と〇〇〇〇〇さんと、〇〇さんという方が、合意解約をされてるんですけど、これ何かあったんでしょうかね。

○議長 はい、それでは私のほうから〇〇〇〇〇が設立してから、それから〇〇の子会社で〇〇〇がございまして、後に〇〇〇を吸収合併したわけですが、そのときに〇〇〇が借りていた農地共々〇〇〇〇〇のほうで引受けた経緯がございます。それが、〇〇〇〇〇としましても、組合員が多数おられまして、組合員の農地が年に、五、六ヘクタールずつは増えているのが現状です。そういった状況の中で、〇〇〇が所有していた当時の農地というのが、利用権設定等の期限が参りまして、なおかつ組合員を最重点に考えるという〇〇の経営方針といいますかねそういうものを考えたときに、組合員外の農地は契約が終了した時点でこういう利用権設定の合意解約をした上でしていこうという方針で今動いているところです。多良木町の農地の受皿としての発足ではございますが、なかなかこう体力強化の面でも全部が全部農地を受け入れるということが現状ではできないところです。組合員を優先するということと、員外の農地はそれぞれ期間満了に伴って合意解約をしていくという方向で動いております。よろしいでしょうか。

○2 番委員 はい。

○議長 ほかに何かございませんか。

○13 番委員 はい。

○議長 はい、どうぞ。

○13番委員 今回の番号10ですけれども、これは〇〇〇さんが自作をされるということでした。

○議長 はい、分かりました。ほかにございませんか。ないようでしたら日程第6をこれで終わります。続きまして日程第7、議会総会に伴う事前調査委員の指名を行います。次回の調査委員に、9番の福屋委員、10番の中村委員13番の尾方委員の指名をしたいと思います。事前調査を3月の8日午前9時から行いたいと思いますが、御三方よろしいでしょうか。

○お三方 はい。

○議長 総会を3月の11日、午前9時より、二階庁議室で行いたいと思います。よろしいでしょうか。

○各委員 はい。

○議長 これで本日提案された議案並びに報告事項は全て終了しました。なお、議事録につきましては、発言内容に支障のない範囲で整理させていただくことをご了承ください。これで第12回の総会を閉じたいと思います。大変皆さん方、お世話になりました。

○各委員 お疲れ様でした。

○事務局長 議長におかれましては、議事の進行ありがとうございました。これをもちまして令和5年度第12回多良木町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長 田中 英一

委員 井上 成二

委員 福屋 豊

書記 魚住 雅彦